（前のページより続き）

国家試験
平成二十五年度特定侵害訴訟代理業務試験公告（工業所有権審議会）　三
平成二十五年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について（環境省）　三
第五十五回原子炉主任技術者試験口答試験の施行（原子力規制委員会）　三

〔公　告〕

諸事項　三

官庁
公認会計士懲戒処分、適格機関投資家、監査法人懲戒処分、犯罪被害財産支給手続開始決定関係　三

裁判所
相続、失踪、破産、特別清算、会社更生、再生関係　三

会社その他
会社決算公告　三

省　令

○総務省令第六十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の六第一項及び第三十八条の三十三第一項の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2　法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

一　前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号及び第五十四号に掲げる特定無線設備

二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第十九号、第十九号の二及び第十九号の三から第十九号の四までに掲げる特定無線設備

別表第二号第三注10を次のように改める。

10　6の欄は、次によること。

(1)　第2条第2項第2号に掲げる特定無線設備の場合にあっては、同一の筐体に収められている同項第1号に掲げる特定無線設備の種別、製造者名及び型式又は名称を記載すること。

(2)　(1)のほか、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四十四号

租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の施行に伴い、及び予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百五条の規定に基づき、保管金取扱規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

保管金取扱規程の一部を改正する省令

保管金取扱規程（大正十一年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

取扱官庁租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十一条第七項ノ規定ニ依リ国税局長又ハ税務署長ノ保管スル金銭ノ譲与ヲ為ストキハ国税局長又ハ税務署長ノ命令ニ依リ支払ヲ為スベシ

附　則

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

○財務省令第四十五号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）の施行に伴い、及び消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十一条の規定に基づき、消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（第四項において「施行日」という。）」を削り、「及び第四項において同じ」を「、第四項及び第五項において同じ」に改め、同条第三項中「除く。次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第四項中「限る」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

5　事業者が、課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格の表示につき、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第十条第一項（総額表示義務に関する消費税法の特例）の規定の適用を受ける場合には、当該課税資産の譲渡等に係る消費税額等については、消費税法第六十三条の規定による表示を行っているものとして、前項の規定を適用する。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第八十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第六十一条第一項及び第百十三条並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第七第六号2の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を「、別表第三の改正規定及び次条から附則第四条までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

（就業制限に関する経過措置）

第三条　事業者は、新安衛則第百五十一条の八十四第二項各号に掲げる機械の運転の業務については、平成二十六年六月三十日までの間は、労働安全衛生規則第四十一条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

一　平成二十五年七月一日前に、この省令による改正前の労働安全衛生規則の規定により行われた車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者

二　平成二十五年七月一日において現に当該業務に従事し、かつ、当該業務に六月以上従事した経験を有する者